

割賦販売小委員会報告書（案）に対する意見

2015 年 6 月 25 日

弁護士 池 本 誠 司

1 アクワイアラーに対する規定の整備について

（１）登録制・加盟店調査義務の導入

アクワイアラーについては、国内に営業所を有することや加盟店調査に必要となる体制を整備すること等を登録要件とする登録制を導入し、かつ加盟店に係る確認義務を設けることおよび行政処分規定等を設けること（17 頁～18 頁）は、いずれも賛成である。

（２）マンスリークリア取引を適用対象とすること

アクワイアラーの義務規定の適用対象について、マンスリークリア取引を含めることとする提言（17 頁）と、その理由として、大半のイシューアラーがいわゆる後リボを提供している以上、仮にマンスリークリア取引のみを許諾した加盟店との取引であっても、事後的にリボ払いを許してしまうこととなり、悪質な加盟店を適切に排除するという目的を達成することが困難となるとの指摘（12～13 頁）は適切である。これを踏まえて、アクワイアラーに係る規定は支払回数・方法によって適用対象を分ける意義は乏しいとともに不適切であり、当該規定については、クレジットカード番号等の管理に係る規定同様、マンスリークリアと分割・リボを区別せずに制度設計をすべきであるとの提言（13 頁）は、取引実態を踏まえた適切な内容であるといえる。

（３）加盟店調査義務の内容

「アクワイアラー等による措置を検討するに当たっては、・・・各アクワイアラー等が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、双方を総合して一定水準を確保することを許容する、という考え方を採るべきである」、「悪質加盟店を適切に排除する体制の構築を求めることとし、その手法については、加盟店契約の締結時に加盟店の所在地や代表者、商材や販売方法等の最小限の事項について確認を求めるほかは、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各アクワイアラー等が合理的な判断に基づいて審査体制を構築することを認めるべきである。」（13 頁）との提言は、基本的に賛成である。

ただし、各社の営業実態を無条件に容認する趣旨ではなく、悪質加盟店を排除できるだけの一定水準の実効的な体制を整備することが前提であることを、規定姪でも運用面でも確保すべきである。

2 P S Pに対する規定の整備について

(1) P S P（決済代行業者）の任意登録制の導入

P S P（決済代行業者）については、任意登録制を導入すること、登録要件はアクワイアラーに係る要件に準じたものとし、登録P S Pにはアクワイアラーに準じた行為規制と行政調査権・行政処分規定を設けること、登録P S Pのみと取引を行うアクワイアラーについては日本国内の営業所設置義務等の登録要件を一部軽減すること（17～18 頁）との提言についても、賛成である。

(2) アクワイアラーとP S Pとの関係

上記提言の理由に関して、加盟店がクレジットカード決済の利用が可能となるのはアクワイアラーの地位に基づくものであるから、加盟店取引の適正化に関する規定もアクワイアラーに適用することを原則とすべきである（12 頁）との指摘は、基本的に適切である。

補足すれば、P S Pは、アクワイアラーがクレジット加盟店との取引を拡大するうえで履行補助者的立場にあることから、アクワイアラーがP S Pを利用するときは、適正なP S Pを選択するに当たって必要となる体制等の整備が求められる（17 頁）。

(3) 任意登録制の用語について

P S Pの任意登録制の導入という記述は、これまで消費者庁で行っていた決済代行業者登録制度の延長ではないかという誤解を受けるおそれがあるので、報告書においてその違いを一言触れておくことが望ましい。

3 イシューアに係る規定の整備について

(1) 包括信用購入あっせんのイシューアとアクワイアラーの苦情処理義務

包括信用購入あっせん業者の「苦情の適切かつ迅速な処理」（法 30 条の 5 の 2）のうち加盟店に係る苦情の処理について、イシューアがアクワイアラーに苦情を伝達し、伝達を受けたアクワイアラーが処理することと再整理する（18 頁）ことは、基本的に賛成である。

ただし、それぞれの義務が別個独立のものではなく、イシューアとアクワイアラーが相互に連携して苦情の適切かつ迅速な処理を行う旨の規定としたうえで、具体的な措置については省令で書き分けるものとすべきである。

(2) マンスリークリア取引に係るイシューアの苦情対応

マンスリークリア取引に関し、イシューアに対しては法的措置を講じない（16 頁）とする結論には反対である。

むしろ、①マンスリークリア取引におけるイシューアからアクワイアラーに対する苦情伝達義務を規定すること、または②苦情対処の体制整備義務を設けることが仮に困難であるとしても、少なくとも③マンスリークリア取引と分割払い・リボ払いを含めて、イシューアとアクワイアラーが相互に連携して苦情の適切かつ迅速な対処に努める旨の努力規定を設けるべきである。

以下、報告書が指摘する理由を検討する。

(ア) イシューアの苦情対応の格差

イシューアによる相談・苦情対応について各社の差が大きいという相談現場の指摘について、報告書は、「消費者保護に向け各社が多様な相談・苦情事案に応じ柔軟に対応していることにより、各社の対応に差が生じている面もあり、現段階においては、これを理由としてイシューアに対し法的な措置を講ずる必要性があるとは言い難い。」としている（15 頁）。

しかし、国民生活センターは、クレジットカード決済に係る 4 0 0 0 件を超えるあっせん事案を詳細に分析した結果として、以下のような特徴を指摘したうえで、イシューアとアクワイアラーの情報共有の必要性を指摘している（第 1 1 回小委員会・資料 2 の 1 8 頁）。

- 相談内容「C」（事業者が行う説明や表示等と実際に提供された商品・サービスが異なるケース）に分類される消費者苦情の割合が多い。
 - 「C」に分類される相談の場合、イシューアが解決に関わっている割合が「全体」と比較して低く、この場合、消費者から寄せられた苦情情報をアクワイアラーに伝えている事例はみられなかった。そのため、イシューアに伝えた苦情情報が埋もれてしまっていることが懸念される。
- ⇒ トラブルを減少させるためには、いかに、この「C」に分類されるトラブルの実態を把握し、関係者で迅速に情報共有することが必要。

これに対し、報告書は、事務局が各社をヒアリングした結果であるとして、現行法を超えた対応をしている事業者が存在していることを強調しているものであるが、相談現場では、マンスリークリア取引のイシューアが抗弁接続規定の適用もなく加盟店調査義務もない現行法どおりの形式的な対応に留まることが、顧客対応として不十分であると指摘しているのに、これに対する回答が示されていない。

仮に、イシューア各社の自主的対応が普及していることを理由に法的措置が不要であるというのであれば、自主的対応が不十分なイシューアに対し、現行法を超えた自主的対応を促進することが前提とならなければならない。

こうした自主的対応を促進するためにも、マンスリークリア取引を含めてイシューアとアクワイアラーが相互に連携して苦情に適切かつ迅速に対処するよう努める旨の努力規定を設けておく必要がある。

(イ) 過大なコスト論の展開

報告書は、イシューアにおけるマンスリークリア業務は、サービス提供に係るインフラ維持や法令遵守のコストを考えると、その採算性が厳しい状況にある（1 5 頁）とか、追加的な規制が行われた場合には、事業者が生じた負担が個々の消費者に転嫁される結果、マンスリークリア取引の利便性が著しく後退することもある（1 6 頁）と強調している。

しかし、ほとんどのイシューアが分割・リボ払い業務とマンスリークリア取引との両方を展開しているのであるから、すでに法令遵守の体制整備を行っているはず

であり、体制整備の点で新たに過大な負担が発生するかのような議論は具体性に欠ける。

また、マンスリークリア取引における決済件数に対する相談苦情発生率は、わずか0.00085%にとどまるとされているのであれば、新たな措置の導入に伴う記録の作成等の事務負担の増大も、事業活動全体の中ではそれほど大きなものではないはずである。

そもそも新たな法的措置の負担内容がどの程度のコスト負担となるのか具体的な検証がされないままに、「利便性が著しく後退することもある」となどと誇大な評価により法的措置の導入を否定する論拠とすることは不適切である。こうした誇大な記述は削除すべきである。

(ウ) マンスリークリア取引と分割払いとの違い

「マンスリークリア取引については、現状においてもなお分割払いと同様の誘引性があるとは言えず」（16頁）との指摘について

アクワイアラーに対する登録制や行為規制に関する記述においては、「大半のイシューアーがいわゆる後リボサービスや事前登録型後リボサービスを提供している以上、仮にマンスリークリア取引のみを許諾した加盟店との取引であっても、事後的にリボ払いを許してしまうこととなり、悪質な加盟店を適切に排除するという目的を達成することが困難となる」（12～13頁）という適切な分析をしておきながら、イシューアーに対する措置については抽象的な区別論を強調することは、報告書としての一貫性に欠ける。

むしろ、大半のイシューアーが後からリボを提供しているのであるから、マンスリークリア取引とリボ払いとで顧客対応の水準について全く別の取扱いとすることは不合理である。

(エ) イシューアーに求められる措置の内容

報告書は、イシューアーはオフアス取引については加盟店との取引関係が存在しないため、加盟店に起因する問題への対応として、イシューアーに加盟店にクレジットカード利用環境を提供するものという観点からの措置を課すことは不合理である（15頁）と指摘している。

しかし、イシューアーに対し加盟店への調査義務を課すことを求めているのではなく、アクワイアラーによる加盟店調査等の実効性を確保するには、イシューアーからの苦情伝達を円滑に行うべきであると求めている場面であるから、上記の指摘は理由にならない。

イシューアーとアクワイアラーは相互の役割分担の下で加盟店取引を拡大しているクレジットカード事業者であるから、悪質加盟店の排除に向けてもイシューアーとアクワイアラーの相互の連携規定を設けることは、取引実態にも合致する。

(オ) まとめ

したがって、イシューアの苦情伝達のあり方に関する記述については、以上述べた事項について記述の修正を求める。

4 海外サイト業者+海外アクワイアラーの取引適正化

(1) 割賦販売法が適用されない取引形態に対する措置

報告書は、海外アクワイアラーが国内加盟店と取引を行う場合には、登録制や加盟店調査義務を規定することを提言するが、国内の消費者に向けた取引を行う海外サイト業者が海外アクワイアラーの加盟店となってクレジット決済を行う場合は、割賦販売法の適用がない。

この点について、小委員会の審議の過程で、国内の消費者との取引を行いサイト業者は特定商取引法の適用を受けることから、こうしたサイト業者に対し、登録アクワイアラーを利用したクレジット決済か否かを表示させてはどうかという議論が行われた。

この点は特定商取引法の見直しの中で検討すべき事項であるが、割賦販売法見直しの報告書においても、割賦販売法が適用されない取引形態については特定商取引法の表示義務の付加によって対応することの検討を求める旨記述すべきである。

5 「おわりに」について

(1) 自主的取組のフォローアップ

本報告書は、マンスリークリア取引のイシューアの苦情対応については、法的な調査義務も体制整備義務も課さないで、イシューアの自主的取組に委ねることとした。それは、現行法を超えるイシューアの自主的取り組みが一層促進され、イシューア各社の格差が縮小することが前提条件である。

そこで、布告書の「おわりに」において、こうした自主的取組の促進が前提条件であることを明示し、その実施状況を検証することを記述すべきである。